

資料 1

地域自治委員会 小川会長の総括説明（要旨）

今日は、私からは、なぜ政令市にいがたができ、自治基本条例を必要としたのか、この条例が必要になった前提について一点お話をしたいと思います。それから、2 点目では検討の経過を若干お話しをしたいと思います。それから、かいつまんでありますが、原案の構成等についてお話をしたいと思います。

【条例の必要性の前提】

合併協議における決議

平成 14 年の 10 月、周辺の十数市町村が集まって合併問題協議会で政令都市を目指す決議をしようと言う事にいたしました。今日まで合併がうまくいったのは、この決議があると私は思っています。

ご承知の通り新潟市の合併の話は、20 年くらい前から 100 万都市構想ということで、新潟市と周辺市町村を合併して大きくなるとういう働きかけがありました。しかし、なかなか機が熟さなかったわけですが、今回の合併の中で、70 万を越えれば人口要件として政令指定都市ができるということがわかってまいりました。それでは今がチャンスではないか、合併して大きな政令市を目指そうということが、いくつかの市町村がみんな一致してそれに当たってきた理由です。

一番問題になるのは、それぞれの十いくつかの市町村が、自立をした自治体であります。やはり合併した後自分のところがどうなるのかという心配がありました。そこで私どもは後ほど紹介する分権型政令市につながる決議をいたしました。その中で、ここに関わりのある 2 番目の決議を紹介をしたいと思います。

その決議は、「住民自治の一層の充実を図り、それぞれの地域で育んできた数々の優れた伝統や個性ある文化を尊重するとともに、地域コミュニティを更に進展させ、地域の多様性を活かし、その魅力を発揮できる都市を目指すこと」というものです。

そののち、14 の市町村が合併するわけですが、この決議の基で合併をするわけです。

つづきまして、合併をしてからマニフェストがでてくるわけですが、この中の 3 つの理念の一つに、先ほど申し上げました決議の趣旨を捉えまして、分権型政令市をつくるという表現を入れております。ですから、合併の当初から、自立をした市町村がそれぞれの伝統文化を合併後の中で発揮をさせるということが最初に約束をされているということです。

周辺の市町村から見ればそれが、これは合併の担保要件ということでもあります。

地方分権の流れ

2 番目の点は、今回の合併は、地方分権の流れの中にあるということです。ご承知の通り、地方分権というのは、権限の委譲、財源の委譲、それから住民自治を確立をする、住民の組織をつくるということが課題としてあります。

私どもは、地方分権の流れの中で、権限の委譲や財源の委譲は国全体の話ですから、私たちではできませんが、住民自治の確立については自ら望んでこれに取り組むのであればできるということで、この地方分権の流れに沿っていこうということでもあります。合併マニフェストでも、分権社会の創造、あたらしい分権社会をつくっていくことを掲げております。

2004 年の地方自治法の改正で、自治を行う一つの手段として地域自治区をつくることできるようになりました。それまでは、地方自治法がありましたけれども、住民自治、団体自治を

どういふうにして実現するか、なかなか手段として見えてきませんでした。今回の地方分権改革の中で、権限の委譲ということで団体自治が、地域自治組織を作るということで、住民自治も見えてきたわけです。これを、積極的に合併した新潟市では取り入れていこうということです。

そのほかについて

それから3番目のきっかけですが、田園型政令市という表現をしておりますが、8つの区ができるわけですが、地理的に見ますと中心部は3つの区になりますが、後の5つの区は、緑の田んぼの中に浮かぶ都市という、10万前後のわりと自立した形での区ができます。それくらいで、一つの自治体に近い運営ができないだろうかということが考えられます。ひとつは、田園型政令市のしくみを維持するには、分権型の仕組みが必要だろうと思っております。

いまひとつは、国が財政破綻に陥り、盛んに歳出削減を行い、どんどん既存のサービスが切り捨てられています。私どもは、住民の皆さんと行政が一体となって、新しいサービスを提供していかなければ恐らくもたないだろうということがありますので、ここでは協働ができるまちづくりをしようということを考えております。

そのほか、この歴史性もあるわけですが、農民一揆だとか小作争議とか、自由民権運動とか、わりと歴史的な自治の伝統が在ったということなど、いろいろなことがありまして、自治基本条例を制定しようということになったわけでありまして。市民の皆さんから見ますと何故この自治基本条例が必要なのかという問いかけもあります。ないところもたくさんあるわけですから、なぜここで必要なのかということもしっかりと頭の中に入れておく必要があります。

【地域自治委員会での検討経過】

2番目の検討の経過であります。私どもの仕事としては、区自治協議会条例と今皆さんに御審議を賜っている自治基本条例の2つがあります。

最初は、まず区自治協議会条例から入ろうということになり、昨年8月24日に第1回目の会議を開催し、都合4回の会議を重ね、ほぼ区自治協議会条例の案をまとめました。

それから、6月に入って、第5回目から自治基本条例の検討を始め、第16回までの都合12回の審議を行いました。ただ、6月に始めて9月に終わったわけですから、一ヶ月に3回くらい随分と詰めて審議を行いました。といいますのは、私どもとしては、この12月議会に提案されるのではないかと思います、時間がないということで集中的な審議をさせていただきました。

マニフェストからいきますと、17年度にこの原案ができて、18年度は、こういう形で市民が参加したところでご検討をいただき、19年度には、議会を通して施行する年度ということになりますから、スタートが1年遅れている、それが、私たちが急ぐ理由でした。

しかし、篠田市長の判断で、12月議会への提案は見送ろうということになりました。次の議会といいますと、6月ごろになるのでしょうか。若干説明する時間が延びたと、余裕ができたというふうな受け止めてよいのではないかと思います。

【条例原案の構成等について】

3番目の私どものつくりました条例の構成について若干お話をしたいと思います。

私どもの委員会でやった状況については、論点整理というものが配布されていると思っておりますが、右側のところに、われわれの素案を示しております。

全体は、前文がありまして、第1章から第5章まであるスタイルであります。前文は非常に重要なもので、制定の趣旨などが盛り込まれてくるものですので、前文案を逐条の形で審議をし

たほうが良いと思いますが、できませんでした。われわれとしては、まず、最後まで条文を検討してから前文を作ろうということが始まったのですが、いろいろ前文に盛り込むべき点については列挙はいたしました。文章としての一連の脈絡が通っていることが必要ですので、できれば篠田市長から書いてもらったかどうかという提案をして、わたしどもとしては検討をやめたところであり、事務局のほうで前文案がまとまるようであれば、みなさんの検討の中に入れてもらったほうが良いのではと思っております。

それから、1章から3章、5章はよその基本条例にも共通するような形で出ております。まず基本条例とはどういうものかという観点で、目を通していただければよいと思います。

第4章と申すのは、区における住民自治ですが、これは、この新潟市にのみある章であるとお取りいただきたいと思っております。われわれとしては、分権型政令市のしくみ、特に区に住民自治がどんな風に確保されるのかということを確認する必要があるということからあえて第4章として独立した章を設けたところであります。

第1章のところについてはこれからご検討をいただくことになるわけですが、用語の説明、協働とはなにか、条例の位置づけなどが書いてありますので、論点整理のところをお読みいただければよいのかなと思っております。

第4章のところは、私どもが一番力を入れたところでありますが、区役所の役割、区役所の中で協働作業をどのような形でやるか、具体的には地域コミュニティ、区自治協議会をここで規定をすると、ですから地域コミュニティは既に進められていますし、区の自治協議会の準備会も立ち上がっていますが、この条例で制定をされて正式に位置づけられるものとなります。

第5章については、これはない自治体もありますが、特に3番目の国際社会の問題についてですが、日本海政令市という理念もあげてありますし、市民憲章でも海外の人たちと交流をすることが出ております。先般できあがりました非核平和都市宣言、これも対外的に新潟市の自治を表現したところでありますので、それらを頭の中に入れて、この国際社会にも貢献できるようにというものにすべきではないかと思っております。

私どもとしては、この自治基本条例の内容のレベルは落とさないでいこう、なかなかついていけないということもあるかと思っておりますが、それはゆっくり追いかけていただく、しかし、内容はあまり下げる必要はないのではないかと考えております。

表現の中で抽象的な形になる部分もありますが、これはむしろ運用する中で、豊かなものにしていただきたいと、こんなふうに考えております。

活発な討論をいただき、我々の足りないところを補足していただければと思っております。